

## 建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路後退整備計画書

高 石 市 長 殿

建 築 主	住 所
	氏 名
代 理 者	住 所
	氏 名
	T E L
	E-mail

建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を行うにあたり、同法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路後退に関して本計画書を提出します。

なお、本計画書の内容は建築主、代理者及び設計者等と共有し、下記の事項を遵守します。

### 記

申請地番	高石市
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路後退整備の内容については、別紙道路後退整備計画詳細図のとおり に施工します。</li> <li>2. 道路後退整備の完了後、直ちに写真を提出し、本計画書に基づく市の検 査を受けます。</li> <li>3. 市の検査後であっても道路後退部分には塀等を一切築造しません。</li> </ol>

### 【その他注意事項等】

添付図書	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 道路後退整備計画詳細図（平面図、道路部分の断面図、後退部分の求積図） <input type="checkbox"/> 現況写真（道路部分） <input type="checkbox"/> 公共用地境界との明示指令図（市の認定道路及び管理道路等に接する場合）
境界ブロック の無償提供	後退整備に伴い境界ブロック（寸法：幅 100mm×奥行 600mm×高さ 100mm）を使用する場合は、無償で提供いたしますので、本市土木管理課へ相談してください。
完了検査	後退部分の整備完了後、竣工写真（スケールをあてて寸法がわかるように全景・始点・終点を撮影したもの）を 2 部都市計画課へ提出してください。 写真の提出は E-mail でも可能です。【提出先：tokei@city.takaishi.lg.jp】 市の担当者が現地の整備状況を検査いたします。 （場合により代理者等の立会を求めることがあります。）
道路後退用 地の非課税 手続き	市の検査が完了すると、その旨を本市税務課へ報告いたします。 内容に問題が無ければ税務課より所有者に非課税手続きの連絡をさせていただきます。詳細については、税務課へお問い合わせください。